

第21号様式(規則第8条関係)

核燃料物質等貯蔵・取扱(新規・変更・廃止)届出書

令和〇年〇〇月〇〇日

那覇市 〇〇消防署長 宛

届出者

住 所 那覇市〇〇△丁目△番△号

(電話 098-123-4567)

氏 名 株式会社 消防商事

代表取締役 那覇市 次郎

下記のとおり核燃料物質等の(貯蔵)取扱いを(開始)変更・廃止)するので、那覇市火災予防条例第61条に基づき届け出ます。

貯蔵又は取扱いの場所	所 在 地	① 那覇市〇〇△丁目△番△号	
	名 称	② 那覇市消防工場	
種 類 及 び 最 大 数 量	種 類	最 大 貯 蔵 数 量	一 日 最 大 取 扱 数 量
	〇〇〇〇〇	〇〇mg	〇〇mg
貯蔵又は取扱い方法の概要	③ 屋内貯蔵所		
貯蔵又は取扱い場所の位置、構造及び設備の概要	④ 常時施錠された保管庫の金庫内に密封して保管		
消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要	⑤ 消火器m、屋内消火栓		
貯蔵又は取扱いの開始予定期日又は期間	⑥ 令和〇年〇〇月〇〇日～令和〇年〇〇月〇〇日		
貯蔵又は取扱いの責任者	⑦ 那覇市 吾郎		
その 他 必 要 な 事 項	⑧ 貯蔵又は取扱をする場所並びに消火設備の位置を記載した配置図(付近見取図)及び平面図、構造図等を別途添付します。		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- ※印の欄は、記入しないこと。
- 貯蔵又は取扱いの場所の見取り図を添付すること。

根拠法令：火災予防条例第 61 条、火災予防条例施行規則第 8 条、火災予防規程第 32 条

制度解説	<p>火災予防条例第 61 条では、核燃料物質、放射性同位元素、毒物その他の消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質のうち、消防局長の指定するものを貯蔵し又は取扱う場合に、あらかじめ消防署長に届け出なければならないことが規定されています。</p> <p>これらの物質には、それ自体に火災に連なる大きな危険性を有する物質が含まれているほか、貯蔵し、又は取り扱っている施設で火災が発生し、あるいは当該物質が漏洩した場合には、通常の火災等には見られない特殊、かつ、重大な被害を生ずる危険性があります。</p> <p>そこで、届出によりその実態を把握し、火災の予防及び消防活動面から適切な指導を行うことを目的としています。</p> <p>なお、届出を要する具体的な物質は、火災予防規程第 32 条に定められています。</p>
届出の必要がある物質（物質名と貯蔵取扱い量）	<p>消防局長の指定するもの（火災予防規程第 32 条）</p> <p>核燃料物質 放射性同位元素 毒物及び劇物 火薬類 圧縮ガス及び液化ガス ※届出が必要となる物質についてはこちら</p> <p>ここに非該当であっても、消防法 9 条 3 に基づく、圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始届出に該当する場合もあります。</p> <p>※圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書</p>